

東京23区に 在住 または 通勤されている方へ



“ちょうどいい”がある  
新潟県

新しいことが好きだった。  
忙しい場所じゃなきやと思つた。

一定の条件を満たし東京圏から新潟県へ移住した方に対して  
移住支援金を支給します

単身 **60万円** 世帯 **100万円**

※18歳未満の子を帯同しての移住はさらに子1人につき最大100万円を加算。  
ただし、市町村によって扱いが異なりますので、事前に移住先市町村に  
ご確認ください。

移住元

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地域を除く）

転入先

新潟県29市町村（粟島浦村を除くすべての市町村が対象）

支給までの流れ

まずは、移住をお考えの市町村の移住担当窓口へご相談ください  
（市町村により、独自の要件がある場合や扱いが異なる場合があります）

新潟県へ移住

- ・ 就業
- ・ テレワーク
- ・ 関係人口
- ・ 起業

転入先市町村へ  
申請

※必ず事前に市町村へ  
お問い合わせください

支給  
決定

要件詳細は裏面 



新潟県

新潟県 産業労働部 しごと定住促進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL:025-280-5635 E-mail:ngt050050@pref.niigata.lg.jp



## 1. 移住元に関する要件

次の事項のすべてに該当すること。

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

## 2. 転入先に関する要件

次の事項のすべてに該当すること。

- 県内市町村に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。
- 2019年4月1日以降に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- 転入先の県内市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

## 3. 就業等に関する要件

### <就業・一般の場合>

次の事項のすべてに該当すること。

- マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募し、採用されたこと。（以下、採用された法人を「法人A」）
- 法人Aに採用の応募をした日が、「新潟企業情報ナビ」にAの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 移住支援金の申請時において、法人Aに就業していること。
- 就業者にとって、法人Aが、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。
- 移住支援金の申請から5年以上、法人Aに継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### <就業・専門人材の場合>

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方で、次の事項のすべてに該当すること。

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 移住支援金の申請時において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

### <テレワークの場合>

次の事項のすべてに該当する方。

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

### <関係人口の場合>

新潟県における市町村や地域の人々と関わりを有する方（関係人口）のうち、市町村が個別に当該移住希望者を本事業における関係人口と認めた方。

※本事業における関係人口の範囲については、市町村ごとに異なります。関係人口の取扱いについては申請予定先の市町村へお問い合わせください。

### <起業の場合>

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けて1年以内であること。

※起業支援金については、「いいがた産業創造機構（NICO）」へお問い合わせください。

新潟県の「暮らし」と「しごと」の  
ワンストップ相談窓口

いいがた **くらしごと** センター

01

ご登録



登録は最短1分

02

ご連絡



センターからメールで  
ご連絡します

03

サポート開始



ニーズに合わせて  
サポートを開始します



ご登録はこちらから